

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
大陸棚限界委員会信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合 法務部海事海洋法課(DOALOS)	
3 拠出先の概要	
DOALOS は、国連法務部の海洋問題及び国連海洋法条約に関わる業務を所掌する部署であり、大陸棚限界委員会(CLCS)の事務局の役割も担っている。CLCS は 1997 年、沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査し、勧告を行うことを目的として国連海洋法条約(締約国数 167 か国+EU)に基づき設置され、地理的配分を考慮して選出された地質学、地球物理学又は水路学の専門家 21 名の委員で構成される。委員は個人の資格で任務を遂行する。CLCS の会合は7週間の会合を年3回(計 21 週間)、国連本部(ニューヨーク)で開催される。	
4 (1)本件拠出の概要	
国連海洋法条約附属書Ⅱ第2条5の規定により、本来は委員の指名を行った締約国が、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を負担することになっているが、途上国が自国出身の委員を指名した場合、経済状況によっては同委員への出張経費を支弁することが困難な場合がある。このため、国連総会決議(A/RES/55/7 パラ 20)において、事務総長に対し途上国出身の委員が会合に出席するための費用を支援するための信託基金の設置が要請され、2001 年に本件信託基金が設置された。同基金への拠出により、途上国出身の CLCS 委員の旅費を支援し、CLCS 会合の滞りない開催及び勧告の採択を促す。同基金の管理は事務局を担う DOALOS が行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 3,179 千円	
令和3年度当初予算額 3,121 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際法局海洋法室・国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組」、「個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」、「測定指標1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献」の下に設定された中期目標「国際社会における「法の支配」を推進する」を達成するための手段の一つと位置づけている。日本を含む各国の海洋権益に

関連する重要な委員会への支援を通じ「法の支配」を促進する。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 277 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。) 本件抛出を通じ、大陸棚限界委員会(CLCS)途上国委員の会合への参加を財政的に支援する。 21 名の CLCS 委員は衡平な地理的代表の原則に基づき選出されており、常に半数近い委員が途上国出身であるところ、定足数(3分の2)を満たすためには、途上国委員の出席を確保する必要がある。これを解決するため、国連総会決議により、途上国委員の会議参加支援のための信託基金が設置され、途上国委員の会議出席のための旅費を支援することになった。これにより、同条約が規定する延長大陸棚の制度が実施され、上記外交目標である国際社会における「法の支配」の推進に貢献している。 また、2008 年 11 月、日本は、国連海洋法条約第 76 条に従い、200 海里を超える大陸棚に関する情報を CLCS に提出し、2012 年4月に CLCS から計約 31 万平方キロメートルの大陸棚延長を認める勧告を受領した。2014 年7月に総合海洋政策本部が決定した「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」では、勧告が先送りされた残り 1 海域について CLCS による勧告が早期に行われるよう努力を継続する旨定めている。この観点からも、同基金への抛出を通じ、定期的な会合の開催及び延長申請の更なる迅速かつ効果的な審査の実現を図ることは極めて重要である。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況 国連海洋法条約上、地質学等の専門家である 21 名の委員が個人の資格で任務を遂行するとされており、CLCS にはその発足当初から継続して日本が擁立した日本人候補者が委員として選出され、CLCS の任務遂行に貢献している。現在は、2017 年6月の選挙で山崎俊嗣東京大学大気海洋研究所教授(外務省参与)が当選し、政府から独立した個人資格ではあるが、2022 年6月の任期終了まで委員を務めている。 CLCS の事務局である国連海事海洋法課(DOALOS)の本件関連業務に対しては、国連海洋法条約締約国会合や個別の協議により、支出条件等における議論において、日本の意向を適宜伝え、反映するよう働きかけている。 なお、日本の支援については、毎年 CLCS 議長報告等で言及され謝意が表明されており、CLCS における日本のプレゼンスは本件抛出を通じても強化されている。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による抛出先への関与及び同関係者にとっての本件抛出の有用性・重要性
1-5 1-1 (1) 外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括 沿岸国は、大陸棚を探索しその天然資源を開発するための主権的権利を行使することが認められている。CLCS は沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚の延長申請を科学的・技術的に審査し、勧告を行う唯一の機関である。CLCS の勧告に基づいて沿岸国が設定した延長大陸棚は最終的かつ拘束力を有するものとなる。このような重要な任務を担う CLCS の会合は年3回、計21週間ニューヨークの国連本部において開催されている。会合参加のための委員の経費(旅費等)は、国連海洋法条約上、委員の指名を行った締約国が負担することになっているが、21名の委員のうち半数以上を占める途上国出身委員の中には、経済状況によっては指名国による経費負担が困難な場合もある。このため、国連総会決議(A/RES/55/7 パラ 20)において、事務総長に対し途上国出身委員が会合に参加するための費用を支援するための信託基金の設置が要請され、2001年に信託基金が設置された。 同基金への抛出により、途上国出身の CLCS 委員の旅費を支援し、CLCS 会合の年3回の滞りない開催、申請の審査及び勧告の採択を促すことを目標とするが、CLCS は、2-2 のとおり2019年度においては21週間の会合を滞り

なく開催し、迅速な審査と3件の勧告の採択を実現し、中期目標の「国際社会における「法の支配」を推進する」ことに貢献した。また、CLCSは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ニューヨーク国連本部における対面の会合が開催できない状況においても、その任務に関連する問題に積極的に関与してきた。2020年4月から2021年5月までの間に、17回の非公式会合をリモートで開催し、また対面会合以外の方法で申請を審査していくための解決策の特定を目的として、各延長申請を審査する小委員会レベルで、申請国も参加した非公式会合を計10回開催するなど、CLCSとしての任務を遂行するため積極的にその対応策等を検討した。結局、セキュリティの問題等により、リモートによる申請の審査は行わないことが決定したものの、難しい状況下においても、「法の支配」の推進に向け前向きな姿勢を示してきたことは高く評価できる。

本件拠出先である信託基金は、恒常的な残高不足が問題となっているが、日本としても、1-2や2-3にあるとおり、2020年の国連海洋法条約締約国会合（SPLOS）においてCLCSの活動を支援するため拠出を行うことを表明するとともに、勧告の迅速な審査と採択継続のため、同基金の更なる効果的な活用を要請した。また、事務局に対し状況の改善につながるよう特に信託基金の収支状況について透明性を確保し公表するよう個別に働きかけを行った結果、DOALOSのホームページに今後該当の情報が掲載されることになる等改善が図られた。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
2019 年7月から 2020 年3月にかけて、3回計 21 週間の会合を開催し、勧告も3件採択された。2020 年度に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会合が開催できない状況が続いた。この間、本件信託基金の活用によるオンライン会合の開催等について CLCS 内部及び締約国間で議論が行われてきたが、現時点では、セキュリティ等の問題があり、対面による会合開催が可能となるまで正式な会合は開催しないことになっている。次期会合は 2021 年7月～8月にかけてニューヨーク国連本部で開催予定となっている。
2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）
日本は CLCS の事務局を担う DOALOS に対し、今後とも CLCS 会合が滞りなく開催できるよう信託基金の恒常的な残高不足を解消するため、信託基金の収支状況について透明性を確保し公表するよう働きかけを行った。この結果、DOALOS のホームページに今後該当の情報が掲載されることになった。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から 12 月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年5月 (日本の 2018 年度分) ・ 2020 年8月 (ー)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年8月頃(日本の 2019 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	

2019年5月に受領した2018年の決算報告書には日本の2018年度分の拠出が計上されており、2020年8月受領の2019年決算報告書は、日本が2019年度分を2020年に入ってから拠出したため、日本の拠出は計上されていない(次期報告書に計上される予定)。なお、本件信託基金の目的のとおり、拠出は途上国委員の旅費に充てられており、それぞれ延べ21名分が支出された。2018年分、2019年分の残高がそれぞれ292,996ドル、258,183ドルとなっているが、いずれも翌年の会合のための旅費を賄うには不足しており、更なる拠出が要請された。

同信託基金のみについての監査は行われていないが、機関全体の監査報告(BOAが実施)の中で本信託基金について特段の指摘はなされていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2(1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

CLCS会期の終了ごとにCLCS議長声明に本件信託基金への拠出国や残高等の情報が掲載される。2020年4月に発出された直近のCLCS議長声明においては、2020年4月9日時点での信託基金の残高が示され、日本を含む拠出国に対する謝意が示されるとともに、2020年以降の会合を継続して開催するためには締約国等による追加的拠出が緊急に必要である旨指摘された。

また、毎年6月の国連海洋法条約締約国会合(SPLOS)において、CLCS会合の過去1年間の活動実績及び信託基金の運営状況についての報告が行われ、日本を含む締約国は必要に応じ改善点等の指摘を行うことができる。日本からは、2020年のSPLOSにおいてCLCSの活動を支援するため拠出を行うことを表明するとともに、勧告の迅速な審査と採択継続のため、同基金の更なる効果的な活用を要請した。事務局であるDOALOSに対しては、日本から個別に、信託基金の運用の透明性を確保することの重要性を指摘し、各国からの拠出を促すためにも、収支報告を公表するよう働きかけを行った。これにより今後、DOALOSのHPに情報が掲載されることになっている。

3-2(2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2(3) 上記3-2(1)及び3-2(2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

日本からは、上記3-2(1)記載のCLCS議長声明で示された状況も踏まえ、2020年のSPLOSにおいてCLCSの活動を支援するため拠出を行うことを表明するとともに、勧告の迅速な審査と採択継続のため、同基金の更なる効果的な活用を要請した。事務局であるDOALOSに対しては、日本から個別に、信託基金の運用の透明性を確保することの重要性を指摘し、各国からの拠出を促すためにも、これまで個別に入手していた収支報告詳細を公表するよう働きかけを行った。これにより今後、DOALOSのHPに情報が掲載されることになっている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
1	1	0	0.67	0	-0.67	20
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020

1	0	0	0.33	1	0.67	－
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
DOALOS の事務局費用は国連通常予算から賄われている。従って、途上国出身の委員の支援のみに使用される本件拠出金が DOALOS の日本人職員数を増やすことにつながるという関係にはならない。						